



® 平成31年 3月25日(月)

No. 14897 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆営業秘密領得罪の構成要件

ー最決平30・12・3を中心にー (1)

☆注目不正競争防止法判例紹介 [4] (8)

☆フラッシュ(特許庁人事異動) (10)

営業秘密領得罪の構成要件

ー最決平30・12・3を中心にー

青木・関根・田中法律事務所

弁護士・弁理士 森 修一郎

第1 はじめに

近年、産業競争の激化、情報社会の進展などにより、企業において、営業秘密の管理・保護は重要な課題になっている。

これを受けて、不正競争防止法の改正も逐次行われている。これらの改正では、民事関係の規定のみならず、刑事関係の規定(刑事手続きの特例含む)の改正も行われており、また、実社会においても営

業秘密侵害罪により従業員が逮捕され、有罪判決を受けるなどの事件報道がなされている。このような観点からは、企業にとって、コンプライアンス上も、営業秘密の管理が重要な課題となる。

そこで、本稿では、営業秘密領得罪(不正競争防止法21条1項3号)に関する刑事事件の最高裁決定(最決平30・12・3)を取り上げ紹介する。まず、同罪の構成要件要素である図利加害目的について、原



INTELLECTUAL PROPERTY LAW

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

TOKYO WTC HARAKENZO
45th Anniversary in 2021

会長 弁理士: 原 謙三

所長 弁理士: 福井 清

副所長 弁理士: 黒田 敏朗
副所長 弁理士: 今野 信二
副所長 弁理士: 藤田けんじろう
副所長 弁理士: 長谷川 和哉
副所長 弁理士: 村上 尚
大阪法務部長 弁理士: 八谷 晃典
東京法務部長 弁理士: 石黒 智晴
外資専門部長 弁理士: 岡部 泰隆
特別顧問 弁理士: 小池 隆彌
弁理士: 山口 充子

弁理士: 松村 一城
弁理士: 野山 孝
弁理士: 木村 佳宏
弁理士: 中尾 守男
弁理士: 須賀 孝
弁理士: 鶴田 健太郎
弁理士: 村橋 麻衣子
弁理士: 西山 泰生
弁理士: 山本 輝
弁理士: 髭 善彰

弁理士: 山崎 由貴
弁理士: 塩川 信和
弁理士: 川人 正典
弁理士: 青野 直樹
弁理士: 山下 広大
弁理士: 淵岡 栄一郎
弁理士: 長 尾 誠
弁理士: 鷺見 祥之
弁理士: 竹野 直之
弁理士: 五味多 千明

弁理士: 武田 憲学
弁理士: 戸田 文人
弁理士: 西田 佳子
弁理士: 五位野 修一
弁理士: 樋口 智夫
弁理士: 池田 抄太郎
弁理士: 夫馬 直樹
弁理士: 森山 浩
弁理士: 黒河 志実
弁理士: 北 岡 瞬
弁理士: 伊藤 茂稔

弁理士: 宮坂 友梨
弁理士: 八木下 葉子
弁理士: 桑原 かほり
中国弁理士: 包 金 成
中国弁理士: 孫 欧
JPO弁理士: 岡部 泰隆
EUIPO弁理士: 八谷 晃典
UK弁理士: 新井 孝政
ドイツ弁理士: ユング アルフ
フランス弁理士: 入澤 朋子

中国文庫室 室長: 孫 欧
韓国文庫室 室長: 張 軫 鉉
台湾文庫室 室長: 吉田 良子
タイ文庫室 室長: 鶴田 健太郎
心バ文庫室 室長: 淵岡 栄一郎
イタリ文庫室 室長: 川人 正典
大坂商標室 室長: 武田 憲学
東京商標室 室長: 山崎 由貴
大阪商標室 室長: 五味多 千明
東京商標室 室長: 池田 抄太郎

東京本部 〒105-6121 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル21階
大阪本部 〒530-0041 大阪市北区天神橋2-北2-6 大和南森町ビル
広島事務所 〒730-0032 広島市中区立町2-23 野村不動産広島ビル4階
名古屋事務所 〒453-6109 名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート9階

TEL: 03-3433-5810 FAX: 03-3433-5281 iplaw-tky@harakenzo.com
TEL: 06-6351-4384 FAX: 06-6351-5664 iplaw-osk@harakenzo.com
TEL: 082-545-3680 FAX: 082-243-4130 iplaw-hsm@harakenzo.com
TEL: 052-589-2581 FAX: 052-589-2582 iplaw-ngy@harakenzo.com

当事務所のホームページ <http://www.harakenzo.com>

最新のIP情報を掲載中(随時更新)

<総勢約250名>

審判決も含め紹介し、また、刑事事件における秘密管理性の判断について、参考となる判決を紹介する。

上記決定では、不正競争防止法21条1項3号の「不正の利益を得る目的」の該当性についての判断がなされている。まず、以下では、同決定の事案を紹介し、不競法21条1項3号について説明する。

第2 事案の概要

被告人Xは、自動車の開発、製造、売買等を業とするA株式会社の商品企画部の従業員として勤務していた。Xは、A社のサーバーコンピュータに保存された情報にアクセスするためのID及びパスワードを付与されて、A社が秘密として管理しているA社の自動車の商品企画に関する情報等で公然と知られていないものを示されていた。Xは、A社が保有する自動車の商品企画等に関する営業秘密に当たるデータファイルを、平成25年7月16日、あらかじめA社のサーバーコンピュータにアクセスして、XがA社から貸与されていたパーソナルコンピュータに保存していたデータファイル8件等が含まれたフォルダを、同パーソナルコンピュータから自己所有のハードディスクに転送させて、複製を作成した。また、Xは、同月27日、同パーソナルコンピュータを使用してA社サーバーコンピュータにアクセスして、データファイル4件等が含まれたフォルダを同サーバーコンピュータから自己所有のハードディスクに転送させて、複製を作成した。

第一審は、Xの行為は、不正競争防止法（平成27年法律第54号による改正前のもの。）21条1項3号に該当するとし、懲役1年（執行猶予3年）の有罪判決を言渡した（なお、上記の事案の概要以外の部分でXは、一部無罪となっているものがある。）。そして、控訴審は、被告人の控訴を棄却し、上告がなされたが、最高裁は、刑法405条の上告理由に当たらないとし、決定で上告を棄却した。

第3 決定要旨

「…原判決が是認する第1審判決の認定及び記録によれば、以下の各事実が認められる。

(1) 被告人は、Aで主に商品企画業務に従事していたが、B自動車株式会社（以下『B』という。）への就職が決まり、平成25年7月31日付けでAを退職することとなった。被告人は、Bにおいて、

海外で車両の開発及び企画等の業務を行うことが予定されていた。

(2) 前記1の各データファイルは、A独自のマニュアルやツールファイル、経営会議その他の会議資料、未発表の仕様等を含む検討資料等で、いずれもアクセス制限のかけられたAのサーバーコンピュータに格納される等の方法により営業秘密として管理されていた。

(3) 被告人は、Aから、パーソナルコンピュータ（ノート型。以下『会社パソコン』という。）を貸与され、会社パソコンを持ち出して社外から社内ネットワークに接続することの許可を受けていた。他方、Aにおいて、私物の外部記録媒体を業務で使用したり、社内ネットワークに接続したりすること、会社の情報を私物のパーソナルコンピュータや外部記録媒体に保存することは禁止されていた。

(4) 被告人は、同月16日、自宅において、会社パソコンに保存していた前記1（1）のデータファイル8件を含むフォルダを私物のハードディスクに複製し、さらに、同月18日、自宅において、私物のハードディスクから私物のパーソナルコンピュータ（以下『私物パソコン』という。）に同フォルダを複製した。その後、最終出社日とされていた同月26日までの間に、被告人が複製した上記データファイル8件を用いたAの通常業務、残務処理等を行ったことはなかった。

(5) 被告人は、同日、上司に対し、『荷物整理等のため』という理由で翌27日の出勤を申し出て許可を受け、同日、Aテクニカルセンターにおいて、持ち込んだ私物のハードディスクを会社パソコンに接続し、Aのサーバーコンピュータから前記1（2）の各データファイルを含む合計5074件（容量約128GB）のデータファイルが保存された4フォルダを私物のハードディスクに複製しようとしたが、データ容量が膨大であったため、結局3253件のデータファイルを複製したにとどまった。このうち、『宴会写真』フォルダを除く3フォルダには、それぞれ商品企画の初期段階の業務情報、各種調査資料、役員提案資料等が保存されており、Aの自動車開発に関わる企画業務の初期段階から販売直前までの全ての工程が網羅されていた。

…所論は、前記1（1）の複製の作成について、